

## 廃石綿等が混入した災害廃棄物について 環境省



東日本大震災に伴って膨大な量の災害廃棄物が発生していますが、これらの廃棄物の中には廃石綿のような人の健康に影響を及ぼす廃棄物が混入されている可能性があり、適正な処理が必要なことから、環境省は、廃石綿が混入した災害廃棄物の処理方法について以下の通りとりまとめました。

### 被災場所、一時保管場所における取扱いについて

- 吹付け石綿等の廃石綿等の付着・混入が疑われるものは散水等による湿潤化で飛散を防止する。
- 災害廃棄物から吹付け石綿等を除去・回収した場合は、プラスチック袋を用いて梱包し、フレコンバック等丈夫な運搬容器に入れ、他の廃棄物と区別して保管、運搬する。(保管する場所には廃石綿の保管場所である旨を表示)

### 処理について

- 吹付け石綿等の廃石綿等については適正に処理できる施設において処分する。
- 可燃物(石綿の付着が疑われるもの及び石綿の付着量が微量であるものを含む)については、排ガス処理設備、集じん器、散水装置等が設けられた焼却施設を用いて焼却可能である。
- 石綿の付着・混入が疑われるもの又は倒壊した建築物等で、石綿が付着していないことが確認できないものについては、リサイクルせず、焼却処分又は埋立処分を行う。
- 吹付け石綿等の廃石綿等を埋め立てた場合は、その位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存する。

※石綿含有スレート等の非飛散性の石綿含有廃棄物についても同様に取り扱うことが望ましい。

環境省では、災害廃棄物の処理による石綿飛散の有無の確認や住民の不安解消を目的として、災害廃棄物の処理現場の周辺等一部で大気環境中の石綿濃度調査を実施する予定です。

当社では、建材及び空気のアスベスト分析に多くの実績があります。何か、お困りの事がありましたら、お気軽にご相談下さい。

資料 2011年3月19日 環境省発行資料

化学分析箇所 加藤吉紀